

独占禁止法基本問題懇談会資料(補足)

平成18年1月20日

公正取引委員会事務総局

目 次

警告・注意件数(不当廉売, 優越的地位の濫用以外)	3 頁
酒類小売業に係る免許の規制緩和等について	4 頁
平成16年度における景品表示法違反事件の処理	5 頁
最近の景品表示法違反事件の処理状況	6 頁
審決によって違反行為なしとされた例(平成元年以降)	7 頁
判決によって排除措置を命じる審決が 取り消された例(平成元年以降)	8 頁
独占禁止法24条に基づく差止請求訴訟	9 頁
民法709条に基づく損害賠償請求訴訟 の結果(過去10年間)	15 頁
欧米競争当局の体制	16 頁

警告・注意件数(不当廉売, 優越的地位の濫用以外)

- 警告
 - 法的措置(旧法における勧告, 課徴金納付命令)を採るに足る証拠が得られなかったが, 違反の疑いのある行為が認められた場合, 是正措置を採るよう指導するもの。
- 注意
 - 違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られなかったが, 違反につながるおそれのある行為がみられる場合, 未然防止を図る観点から行うもの。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
私的独占	警告	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0
	注意	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
価格カルテル	警告	1	8	8	5	5	2	2	2	0	0
	注意	11	13	20	7	14	7	3	5	1	3
入札談合	警告	7	0	1	3	7	1	1	1	4	0
	注意	5	4	0	0	1	3	2	4	1	0
その他のカルテル	警告	0	0	1	1	0	0	1	3	0	0
	注意	0	0	2	1	2	0	1	1	1	1
再販売価格の拘束	警告	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0
	注意	2	8	3	2	1	2	0	5	8	5
その他の拘束・排他条件付取引	警告	1	2	1	4	0	2	0	1	0	1
	注意	5	1	1	2	5	6	3	5	8	4
取引妨害	警告	0	1	1	0	0	0	3	0	1	0
	注意	2	1	2	3	0	3	3	6	3	4

酒類小売業に係る免許の規制緩和等について

「規制緩和推進3か年計画」(平成10年3月 閣議決定)に基づき、小売業免許について、

- 距離基準^(注1)を平成13年1月に廃止
- 人口基準^(注2)を段階的に緩和し、平成15年9月に廃止
- これらの規制緩和に伴い、平成15年9月1日以後、酒類の需要に対して供給能力が著しく過剰となっている地域については、緊急調整地域の指定が行われ、小売業免許の付与を制限^(注3)

注1: 免許の申請者が販売場を設けようとする予定地が、既存の酒販店から一定の距離に満たない場合には、新規に免許を付与しない規制

注2: 地域における既存の酒販店1店舗当たりの居住人口が、一定の数を超えない場合には、新規に免許を付与しないとする規制

注3: 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」。同法は平成17年8月31日をもって失効したが、同月に行われた同法の一部改正の結果、失効の際に存在していた緊急調整地域の指定の有効期限は、平成18年8月31日まで延長されることとなった。

<参考> 不当廉売事案への対処(第6回懇談会配付資料より抜粋)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警告	0	0	0	1	2	8	5	5	3	8
注意	118	139	150	574	672	1045	2624	1012	667	641

注意件数の多い業種

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
酒類	893	2494	904	507	485
石油	110	86	79	75	30

平成16年度の景品表示法違反事件の処理状況

- 平成16年度において公正取引委員会が違反事件として処理した事件のうち、排除命令を行ったものは、表示関係21件(平成15年度は27件)であり、警告を行ったものは、表示関係21件である。
- 平成16年度の表示事件の特徴として、瘦身効果を標榜する食品に係る不当表示事件、衣料品の原産国の不当表示事件、資格試験等の受験対策用各種講座の受講生募集に係る不当表示事件がみられたほか、食品の不当表示事件が多くみられた。

最近の景品表示法違反事件処理状況

年 度			12	13	14	15	16
公正取引 委員会	排 除 命 令	景 品	0	0	0	0	0
		表 示	3	10	22	27	21
		小 計	3	10	22	27	21
	警 告	景 品	119	122	105	78	0
		表 示	201	257	297	304	21
		小 計	320	379	402	382	21
	注 意	景 品	25	9	4	29	72
		表 示	123	74	106	213	650
		小 計	148	83	110	242	722
	計	景 品	144	131	109	107	72
		表 示	327	341	425	544	692
		計	471	472	534	651	764
都道府県	指 示	景 品	0	0	0	0	0
		表 示	2	2	22	6	14
		小 計	2	2	22	6	14
	注 意	景 品	150	109	98	56	51
		表 示	319	355	443	408	1,110
		小 計	469	464	541	464	1,161
	計	景 品	150	109	98	56	51
		表 示	321	357	465	414	1,124
		計	471	466	563	470	1,175

(注) 警告については、従来、一部のみを公表していたが、平成16年度より原則としてすべて公表とし、旧警告(非公表)事案は注意としているため、件数が減少している。

審決によって違反行為なしとされた事案(平成元年以降)

三菱電機ビルテクノサービス(株)ほか5名に対する件(平成6年7月28日審決)

(1) 審判開始決定

6社は、共同して、昇降機の保守の料金を引き上げることにより、公共の利益に反して、我が国における昇降機の保守分野における競争を実質的に制限している。

(2) 審決

6社が、本件昇降機の標準料金につき何らかの料金協定をしているとの疑いは拭い切れないが、本件全証拠によるも、6社が、いつ、どのように共同して、各社の標準料金につき、いかなる内容の共通の認識を形成するに至ったのか明らかではなく、その余の争点について判断するまでもなく、本件料金協定を認めることはできないといわざるを得ない。

被審人らの本件行為については、独占禁止法第3条の規定に違反する事実を認めることはできない。

技研システム(株)に対する件(平成12年8月8日審決)

(1) 審判開始決定

被審人は、90社と共同して、千葉市等発注の特定測量業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、千葉市等発注の特定測量業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 審決

被審人の行動は、受注希望者が複数のときは受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定するという本件合意に従ったものとは認められず、被審人の従業者が本件合意の内容を認識し、本件会合が受注調整の目的で開かれることを認識した上で、これに出席したなどの事実を考慮しても、被審人が本件合意に基づき受注調整を行ったものとは認めるに足りない。

被審人の本件行為については、独占禁止法第3条の規定に違反する事実を認めることはできない。

判決によって排除措置を命じる審決が取り消された事案(平成元年以降)

東芝ケミカル(株)に対する件(平成6年2月25日東京高裁判決)

本件の審査段階において審査部長であった委員が関与した本件審決は、独占禁止法の定める準司法手続としての審判手続において必要不可欠な前提である審判者の公平を確保するという法の基本原則に違反し、違法なものであるとして審決を取り消し、当該委員を構成員としない公正取引委員会においてさらに審理判断させるのが相当であるとして、本件を公正取引委員会に差し戻した。

本件は、その後、当該委員を除く合議体によって違反行為があった旨の審決が行われた後、同審決の取消訴訟が提起されたが、東京高裁判決(原告の請求棄却)を経て、当該審決は確定している。

(株)東芝及び日本電気(株)に対する件(平成16年4月23日東京高裁判決)

独占禁止法第54条第2項により排除措置を命ずることができるのは、当該違反行為と同一ないし社会通念上同一性があると考え得る行為が行われるおそれがある場合に限定される。本件では、郵政省の調達事務担当官等から情報の提示を受けることが違反行為の重要な前提条件となっているのであり、情報の提示がされなくなった場合でも、なお原告らが違反行為を行うおそれがあることは認め難く、「特に必要があると認めるとき」という同条同項により排除措置を命ずるための要件が存在せず、排除措置を命ずることは許されないとして、審決を取り消した。

本件は、公正取引委員会の上告受理申立てにより、現在、最高裁判所に係属中である。

独占禁止法24条に基づく差止請求訴訟

	裁判所 事件番号	内容	関係法条	結果 (判決等年月日)
1	東京地裁 13(ワ)8845	被告である東京弁護士会が被告の所属の弁護士である原告に対し、弁護士法違反(非弁護士との提携の禁止)の非行事実が疑われるとして、弁護士法に基づく調査命令を発したことは、原告が受任した全事件の解任、辞任を意図する懲戒権を濫用する取引妨害行為として、調査命令の差止めを求めるもの。	独禁法 8条1項 19条	請求棄却 (13. 6.14)
2	大阪地裁 13(ワ)6583 (移送) 東京地裁 13(ワ)25568	原告が、被告から使い捨てコンタクトレンズを継続的販売契約を締結して購入し、眼科医を通じた販売と電話やインターネットを通じた通信販売を行っていたところ、被告から通信販売による販売方法を止めなければ出荷を停止する旨の圧力をかけられ、既注文数に達するとそれ以上の出荷を停止し、さらに、原告がインターネット販売を継続したとの理由ですべての出荷が停止になったとして、上記継続的販売契約上の権利を有する地位の確認、発注ごとの商品引渡し、インターネット上による通信販売の制限の禁止を求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定1 項2号,2 項,13項)	和解 (15. 2.13)
3 ~ 8	東京地裁 13(ワ)8613 (控訴) 東京高裁 16(ネ)3637 (上告) 最高裁 17(オ)709, 17(受)808 ほか5件	高圧電気設備の漏電検出等の装置(ESシステム)及びその管理等を行う電気工事業等を目的とする会社である被告が、電気主任技術者の資格を有する個人事業主である原告らの顧客に対し、原告らとの間の電気保安業務契約を解約させた上で、自社のESシステムを販売し6年間の電気保安業務契約を締結した結果、原告は顧客と6年間契約を回復できず、この間、得ることができたはずの報酬に相当する額の損害を被ったとして、原告の顧客に対する電気保安業務契約の取引妨害の禁止、被告等の契約の締結の禁止、被告はの契約にESシステム等の販売の禁止を求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定6 項,8項,10 項,15項)	請求棄却 (17.11.29)
9	岡山地裁 13(ワ)977	被告と岡山市内の浄化槽設置者との間で締結された浄化槽の維持管理及び水質検査契約に基づき、同浄化槽の維持管理及び水質検査の保守点検を行うに際しては、4ヶ月間に2回を超えて浄化槽に塩素消毒剤を投入してはならないことを求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定 14項)	係属中

(注) 平成17年12月末現在

	裁判所 事件番号	内容	関係法条	結果 (判決等年月日)
10	さいたま地裁 14(ワ)576 (控訴) 東京高裁 16(ネ)4388 (上告) 最高裁 17(オ)1365, 17(受)1597	不動産の鑑定評価の業務を促進する社団法人である被告が行っている固定資産税標準地評価における埼玉県内市町村との契約の差止めを求めるもの。	独禁法 8条1項3号	係属中
11 ~ 13	東京地裁 14(ワ)12459 (控訴) 東京高裁 16(ネ)3204, 16(ネ)3163 (上告) 最高裁 17(オ)1441, 17(受)1676, 17(オ)1202, 17(受)1385 ほか2件	被告らはエルピーガスの販売に当たり、新規顧客獲得のため、新規顧客に対しては、既存顧客と比較して特別に廉価な価格を設定する等競争者を不当に排除しているとして、被告らに対し、新規顧客獲得用の特別な廉価の設定、宣伝、販売及び販売委託をしてはならないこと等を求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定31項)	請求棄却 (17.10.27)
14	東京地裁 14(ワ)15510	原告の夫らに対し、被告保険会社は相続税対策に有利であるとして一時払い変額保険を契約させ、また、被告銀行も同保険は相続税対策として優良な商品であるかのごとく誤認させ融資を受けさせたが、原告の夫らが融資の返済に滞ったことから、被告銀行が質権を担保に保険契約を解約しようとしていることに対し、被告銀行には、保険契約を解約しないこと等、被告保険会社には、保険契約の解約に応じないことを求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定81項,91項)	請求棄却 (14.12.19)

	裁判所 事件番号	内容	関係法条	結果 (判決等年月日)
15	東京地裁 14(7)18682	コンピュータハードウェア、通信機器、事務用機器の販売並びにこれらに関するソフトウェアの開発、販売等を目的とする被告が、コンピュータソフトウェアの企画、開発等を目的とする原告に対する取引上の優越的地位を濫用し、原告の著作権を侵害しているとして、被告に対して、原告の下請企業としてソフトウェアを開発していた(株)システムパル及び(株)ティ・ティ・エスに、被告商品のソフトウェアメンテナンス、機能アップ等の業務に協力するよう働きかける行為の差止めを求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定14項)	請求棄却 (14.12.19)
16 ~ 17	大阪地裁 14(7)11188 (控訴) 大阪高裁 16(ネ)2179 (上告) 最高裁 17(オ)1621、 17(受)1897 ほか1件	原告は関西国際空港島(以下「空港島」という)において新聞の販売等を業とするものであるところ、全国紙5紙の大手卸元である被告(株)新販、同(株)近販、同(株)大読社、同関西地区新聞即売(株)及び同日経大阪販売開発(株)(以下「卸売5社」という)は空港島内での全国紙5紙の販売を實質上独占させる組織として、被告関西国際空港新聞販売(株)(以下「関空販社」という)を設立し、同社にのみ全国紙5紙を卸売するという不公正な方法により空港島市場を関空販社にほぼ独占させた。このため、原告はその商品たる全国紙5紙の卸入れの途を断たれ、所期の業務の維持展開をできないとして、被告関空販社に対し、空港島の売店に対する全国紙5紙の販売並びに航空会社に対する旅客機搭載用新聞の販売の中止、被告卸売5社に対し、全国紙5紙を関空販社を通して空港島の売店及び航空会社に販売させるために行う関空販社への卸売の中止、を求めるもの。	独禁法 2条9項1号	請求棄却 (17.11.22)
18	東京地裁 14(7)28262 (控訴) 東京高裁 16(ネ)2848	和漢胃腸薬「三光丸」製造販売業者の被告が、「三光丸」を継続的に仕入れてこれを一般家庭に配置し、使用された分について代金を徴収する配置販売業者である原告に、平成13年8月、顧客台帳の提出の義務付け等を含む取引規定に同意するよう要求してきたものの、原告らが同規定に同意しなかったところ、被告から取引停止の通知が来た。これに対して原告は、顧客台帳の提出を求めることについては、被告の優越的地位の濫用に当たるとして、被告に対し商品を出荷停止してはならないこと等を求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定14項)	係属中
19	札幌地裁 15(7)558 (控訴) 札幌高裁 16(ネ)308	都市ガスを供給している被告が、原告がLPガスを供給しているマンションの居住者に対し、都市ガスがLPガスに比較して全般的に有利であるかのような客観的事実に反する説明を行い、ガス事業法に基づく供給約款においてガス使用者負担となっている切替費用等を被告が負担することを約し、また、原告とのトラブルが発生することを想定しマンション管理組合に対し被告が訴訟費用も負担することを約束してガス切替の勧誘行為を行っていることについて、被告に対し、マンションの管理組合ないしその居住者にガス供給契約の切替に関し、協力費等名目の如何を問わず金員を支払ってはならない旨の差止めを求めるもの。	独禁法 2条9項3号、 19条	和解 (17.9.21)

	裁判所 事件番号	内容	関係法条	結果 (判決等年月日)
20	大阪地裁 15(7)3396 (控訴) 大阪高裁 16(ネ)896	遊戯銃類の玩具類を扱う卸売業者である原告は、昭和63年4月ころから、遊戯銃等の玩具類を扱う卸売業者である被告(遊戯銃業界では、そのシェアは約70%にのぼるといわれている)より、遊戯銃等の玩具類の継続的供給を受けていたが、平成13年ころから被告の原告に対する出荷数が減り、原告の被告からの仕入総額は減少の一途をたどったため、被告に対し、取引制限を解消するよう求めたところ、被告は原告との取引を取りやめたい旨の通知をなした。取引拒絶の理由としては、原告が、被告と競争関係にある遊戯銃等の製造業者と取引を継続している点が思い当たるが、これを理由とすることは不公正な取引方法に当たるとして、被告に対し、原告から遊戯銃等の玩具類の注文を受けた際、これに対する承諾を拒絶してはならないことを求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定21項)	請求棄却 (16.9.15)
21	東京地裁 15(7)22591	労働者派遣事業を行う原告が派遣している社員を、派遣先の派遣業務を遂行している被告が36名の社員の引抜きを企て、被告子会社(被告)に登録換を断行し、派遣スタッフの労働者派遣基本取引を不当解除した行為は、優越的地位の濫用、取引妨害、内部干渉、単独の取引拒絶に当たるとして、労働者派遣基本取引契約の取引拒絶の差止め及び被告子会社(被告)に登録済みの36名の派遣労働者に対し、原告への登録換に応ずることを求めるもの。	独禁法 2条9項 (一般指定14項,15項,16項,21項)	和解 (17.9.29)
22	東京地裁 15(7)29587 (控訴) 東京高裁 16(ネ)303	キリスト教出版物等の卸売を業とする被告が、いのちことば社に対して、原告が編集した書籍は著作権の侵害に当たるとして、その製作販売に関与しないように要請した行為は、特定事業者である原告との取引を拒絶させる行為であり、不公正な取引方法に当たるとして、被告に対し、いのちことば社に対し、原告書籍を取り扱わないよう文書及び口頭による要請をしてはならないことを求めるもの。	独禁法 8条1項1号,2条9項	係属中
23 ~ 25	大阪地裁 16(7)2125 ほか2件	コンタクトレンズの小売及び医療施設運営コンサルティングを業とする被告は、国民が支払う健康保険料を基盤とする診療報酬制度を悪用することによって、コンタクトレンズの不当廉売を行っており、かかる状況においては、原告が適正な価格でコンタクトレンズを販売することができなくなるとして、被告に対し、仕入価格を下回る価格での販売の差止めを求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定61項)	訴え取下げ (16.11.10)

	裁判所 事件番号	内容	関係法条	結果 (判決等年月日)
26	東京地裁 16(7)12052 (控訴) 東京高裁 17(ホ)3678	不動産賃貸業並びにビル及び周辺街路等保安、整備に関する業務等を目的とする被告は、建物及び構造物の維持管理業務並びに建物内外の保安警備業務等を目的とする原告に対し、被告から再委託を受けた業者をして、ウインズ汐留及びオフト汐留不動産管理業務請負契約の継続を拒絶し、契約を継続しないとの条件をつけて共栄商事と取引する行為をやめること並びにウインズ汐留及びオフト汐留不動産管理請負契約の継続を妨害するとして、被告に対し、これらの行為をやめるよう求めるもの。	独禁法 2条9項 (一般指定2 項,13項,15 項)	係属中
27 ~ 28	大阪地裁 16(7)7792 ほか1件	コンタクトレンズの小売及び医療施設運営コンサルティングを業とする被告は、国民が支払う健康保険料を基盤とする診療報酬制度を悪用することによって、コンタクトレンズの不当廉売を行っており、かかる状況においては、原告が適正な価格でコンタクトレンズを販売することができなくなるとして、被告に対し、仕入価格を下回る価格での販売の差止めを求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定6 項)	訴え取下げ (16.10.13)
29	東京地裁 16(7)7035	被告らは、家畜又は家禽の飼料用の添加物の販売に当たり、当該製品が科学的処理を行うことで製造した化学成分を含有しているにもかかわらず、あたかも各種ハーブ類等を抽出する等によりエッセンシャルとして配合しているかのような虚偽の宣伝広告をしているとして、これらの行為の差止めを求めるもの。	独禁法 2条9項, 19条	和解 (17.8.24)
30	東京地裁 16(7)20498	被告は、原告の宅急便サービスの取次店であるコンビニエンスストアに対し、市場価格を著しく下回る賃料による郵便局局舎の一部の貸付け等の不当な利益をもって被告サービスの取次所となるよう誘引し、また、原価を下回る価格で小包郵便を廉売する等の民業圧迫行為を行っているとして、これらの行為の差止めを求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定6 項,9項)	係属中
31	神戸地裁姫 路支部 16(7)750 (控訴) 大阪高裁	被告らは、原告と建物の所有者及び居住者との間におけるLPガス設備販売契約に基づく継続的LPガス供給について、契約解除勧誘などの妨害行為を行っているとして、これらの行為の差止めを求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定15 項)	係属中

	裁判所 事件番号	内容	関係法条	結果 (判決等年月日)
32	山口地裁下 関支部 16(7)112	被告は、タクシー事業者である原告の営業区域において、平成16年1月13日までは無料で、同年1月14日からは採算が取れない運賃でバス運送を行っているとして、採算の取れる運賃以下での運送の差止めを求めるもの。	独禁法 19条 (一般指定6 項)	係属中
33	山口地裁 17(7)78	大型特殊車両を使用した新大阪・博多間の保線工事一切を請負っている被告らは、請負関係にある原告に対して、空打事件の告発等を行ったことにより工事下請基本契約を解除する行為は取引拒絶にあたるとして差止めを求めるもの。	独禁法 19条	係属中

民法709条に基づく損害賠償請求訴訟の結果(過去10年間)

事件の種類	審決等の有無	確定した訴訟の件数 (結果の内訳)	
入札談合	あり	61	発注者提訴23 (うち1件認容, 22件和解)
			住民訴訟38 (うち約1割認容, 約8割和解, 約1割棄却又は却下)
	なし	23	発注者提訴2 (2件とも認容)
			住民訴訟21 (うち約2割認容, 約4割和解, 約4割棄却又は却下)
入札談合以外	あり	0 (確定したものはなし)	
	なし	18 (うち2割強認容, 2割弱和解, 5割以上棄却又は却下)	

(注1) 平成17年11月末時点で公正取引委員会が把握しているもの。

(注2) 認容には一部認容も含む。

欧米競争当局の体制

	総人員数	法曹資格者数	エコノミスト数
米国司法省 反トラスト局	823名	431名 ^(注1)	
米国 連邦取引委員会	約1050名	600名超 ^(注2)	
欧州委員会 競争総局	677名	202名	- ^(注3)

(出典) 米国: The 2005 Handbook of COMPETITION ENFORCEMENT AGENCIES (Global Competition Review)
欧州: 2004年版OECD年次報告

(注1) 法曹資格者数とエコノミスト数別での内訳は不明。

(注2) 2003年時点では、総人員の約53%が法曹資格者、約8%がエコノミストとされている。

(注3) 大学院レベルで教育を受けた者の数は不明。

(注4) 平成17年12月末時点で公正取引委員会が把握しているもの。